

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大口町長 鈴木 雅博

市町村名 (市町村コード)	大口町 (23361)
地域名 (地域内農業集落名)	大口町全域 <small>(八佐、長塚、宗蔵、替地、伝右、東御供所、中御供所、西御供所、東京良子、西京良子、小折新田、大屋敷、幼川、大御堂、高橋、山間、外坪、外坪中、松山、河北、仲沖、二ツ屋、上小口、萩島、川端、上之段、下之段、新田、本郷、前田、仁所野、巾下、新宮)</small>
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月27日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農業従事者の高齢化が進み、耕作放棄地増加の問題が危惧される。
特に、畑は大規模な担い手がいないため今後離農により耕作放棄地が増加すると見込まれる。

【基礎データ(農林業センサス2020より)】
農業経営体数:122経営体(うち4法人)
個人農業経営体の年齢状況:70歳以上 55.9%(うち、75歳以上 28.8%)

(2) 地域における農業の将来の在り方

古くから稲作中心の農業が展開されてきたが、主食用水稲の需給減が今後も見込まれるため、認定農業者を中心に、大麦、大豆、飼料用米を中心とした転作作物の作付けへ転換を更に進める。
認定農業者は縮小意向の方がおらず、拡大傾向の方が何名かいるため、今後も水田に関しては認定農業者への集積・集約を基本とする。
令和4年より新規参入した農業法人が畑利用を検討していることと、町も出資している農業法人も畑利用を考えているため、経営状況を考慮しながら徐々に畑の集積も進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	426.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	366.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地利用最適化推進委員と調整しながら、農地中間管理機構を通じて担い手を中心に集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地利用最適化推進委員と調整し、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。
(3)基盤整備事業への取組方針
多面的機能支払交付金事業を活用し、計画的な水路や農道などの施設の長寿命化のための補修や更新を行う団体がいれば、支援に努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農者に対して、JAや農業委員会と連携して農地確保、営農等のきめ細やかな支援を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
なし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑤畑の活用方法として、高収益作物として果樹等の促進を図るため、圃場選定の助言などの支援に努める。